
平成27年 第2回(定例)須恵町議会会議録(第3日)

平成27年6月18日(木曜日)

議事日程(第3号)

平成27年6月18日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第27号 平成26年度須恵町一般会計補正予算(第7号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第28号 平成26年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第29号 平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分について
- 日程第 4 議案第30号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 5 議案第31号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 6 議案第32号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第33号 平成27年度須恵町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 須恵町選挙管理委員会委員の選挙
- 日程第 9 須恵町選挙管理委員会補充員の選挙
- 日程第10 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙
- 日程第11 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第12 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第27号 平成26年度須恵町一般会計補正予算(第7号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第28号 平成26年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第29号 平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分について
- 日程第 4 議案第30号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 5 議案第31号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 6 議案第32号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第33号 平成27年度須恵町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 須恵町選挙管理委員会委員の選挙
- 日程第 9 須恵町選挙管理委員会補充員の選挙

日程第10 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙

日程第11 委員会の閉会中の継続調査について

日程第12 議員の派遣について

出席議員（14名）

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 児玉 求 | 2番 世利 孝志 |
| 3番 白水 勝元 | 5番 三角 栄重 |
| 6番 田ノ上 真 | 7番 松山 力弥 |
| 8番 猪谷 繁幸 | 9番 田原 重美 |
| 10番 合屋 伸好 | 11番 原野 敏彦 |
| 12番 三上 政義 | 13番 柴田 真人 |
| 14番 今村 桂子 | 15番 三角 良人 |

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 吉松 良徳 係長 白水 誠

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|----------------------|-----------------------|
| 町長・・・・・・・・・・中嶋 裕史 | 副町長・・・・・・・・・・平松 秀一 |
| 教育長・・・・・・・・・・安河内 文彦 | 理事（事業統括）・・・安川 敏幸 |
| 理事（会計管理者）・・・稲永 修司 | 総務課長・・・・・・・・・・今泉 俊裕 |
| まちづくり課長・・・・・・・・櫻木 幹夫 | 住民課長・・・・・・・・・・満行 誠 |
| 税務課長・・・・・・・・・・梅野 猛 | 健康福祉課長・・・・・・・・小林 はつみ |
| 都市整備課長・・・・・・・・安河内 久人 | 地域振興課長・・・・・・・・安河内 隆 |
| 上下水道課長・・・・・・・・石井 浩二 | 子ども教育課長・・・・・・・・御手洗 文生 |
| 社会教育課長・・・・・・・・川津 政文 | 総務課課長補佐・・・・・・・・平山 幸治 |
| 税務課参事・・・・・・・・・・甲能 裕和 | 監査委員・・・・・・・・・・百田 清二 |

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） これから、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1. 議案第27号

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第27号平成26年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） おはようございます。

議案第27号平成26年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

別紙、平成26年度歳入歳出補正予算書1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億769万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ78億8,089万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正第2条、繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費補正による。

4ページ、第2表繰越明許費の補正は、3款民生費、2項児童福祉費、第2学童保育所増築事業3,150万円を100万円増額し、3,250万円に変更するもので、26年度から27年度にかけて繰り越します。

5ページ、事項別明細で主なものを説明してまいります。歳入でございますが、1款町税7,900万円は決算見込みによる増額、7款自動車取得税交付金は、交付決定額による減額。9款地方交付税は、3月末収納にあわせ1,052万5,000円の増額、14款県支出金は確定による増額。

7ページ、16款寄付金はPMTより篤志寄附金50万円、17款繰入金では、財政調整基金の繰入を2億円減額することができたことにより、26年度の財政調整基金の取り崩しはゼロとなり、3月専決時点で、財政調整基金と減債基金の合計で28億6,814万4,000円の基金を維持できる予定です。

9ページ、歳出では、3款1項1目社会福祉総務費は、1億118万円の減額補正で、主なものは、国民健康保険特別会計の法定外繰り出しの9,976万円の減額で、国保への繰出しは、7,700万円となりました、議案28号分です。3款2項14目第2学童保育所増築事業費では、地域木材使用のため材料費が高くなり、100万円の増額となっています。この件について、

26年度に材料費が高くなることはわからなかったのかとの質疑がありました。8款5項1目公共下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金が、決算見込み等による700万円の減額で、議案29号分です。

審査の結果、予算審査特別委員会全員賛成で承認としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第27号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第27号は委員長の報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第27号平成26年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2. 議案第28号

○議長（三角 良人） 日程第2、議案第28号平成26年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第28号平成26年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊、26年度補正予算書の11ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億6,776万2,000円とするものです。

事項別明細14ページをお開きください。歳入の主なものは、国民健康保険税が収納率の上昇により277万円の増額、国庫負担金が追加交付を受け1,700万円の増額、療養給付費交付金が社会保険診療報酬支払基金からの変更決定により1,000万円の減額。

16ページ、県補助金に変更申請にあわせて2,000万円の減額です。

今回の歳入補正額の大半を占める一般会計繰入金は、年度末の収支見込みにより9,976万円の減額となり、最終的な一般会計からの繰入金は、7,700万円となります。

18ページをお開きください。歳出は保険給付費の減額補正が大半を占めています。主なものは、日歩数の減によります。一般被保険者療養給付費の減額5,500万円を初め、各目の減額。高額療養費、出産育児諸費、葬祭費は決算見込みにより、それぞれ2,600万円、213万円、45万円の減額です。

10款1項1目予備費は、不用額500万円の減額補正です。

繰入金について質疑があり、不要となった一般会計繰入金は、一般会計に戻すことが相当である旨を確認をしました。

文教厚生委員会、賛成多数で承認としています。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第28号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第28号平成26年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第3. 議案第29号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第29号平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第29号平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分について、総務建設産業委員会の報告をいたします。

別冊の平成26年度補正予算書の24ページでございます。

平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ700万円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億9,661万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

27ページ、事項別明細書の歳入ですが、5款繰入金は26年度決算収支見込みによる700万円の減額補正がされております。

29ページ、歳出は、1款総務費、2款下水道事業費ともに決算見込みによる不要額の減額でございます。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で承認としております。以上です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありません

か。——討論なしと認めます。

よって、議案第29号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第29号平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第4. 議案第30号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第30号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案30号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、総務建設産業委員会の報告でございます。

議案書4ページをお願いします。

地方税法等の一部を改正する法律に基づくもので、3月定例会において専決することの予告、承認をしております。

説明は、委員会時同様に、新旧対照表の該当ページ箇所を示しながら、税務課より配布していただいているお手元の資料、平成27年度町税改正のあらまし及び議案概要書を参考に行います。

まず、この条例ですが、大きく本則で1条関係と、2条関係の本則の一部改正、附則の一部改正がなされ、附則で施行期日、経過措置を定めております。また、施行期日は、基本、平成27年4月1日ですが、条項によっては若干異なっております。

まず、1条関係です。新旧対照表25ページ第51条、27ページ第71条、28ページ第89条、29ページ第90条、30ページ第139条の3につきましては、各種町税の減免の申請期限を近隣町とあわせて、納期期限前7日を納期期限前日に改正しております。

新旧対照表の31ページ、附則7条3の2では、個人町民税における住宅ローン減税措置の適用期限を、平成31年6月中の入居分まで1年半延長しております。

その下の、附則第9条から次の32ページ第9条2では、個人町民税の寄附金税額控除、ふるさと納税の拡充とふるさと納税申告の特例の創設がなされています。

32ページの下から、次のページ、33ページの附則第10条の2では、わが町特例の創設に伴い、固定資産税の課税標準の特例として、割合を定める規定を創設したものです。

36ページ、附則第11条から、39ページの附則第15条までは、固定資産税等の特例について見出し及び条文を、法律の改正に伴い、年度の改正を行ったものです。

39ページ、附則第16条では、法規定の新設にあわせ軽自動車税の税率の特例の新設で、一定の環境性能有する4輪車等については、その燃料性能に応じたグリーン化特例の税金が軽減されます。

40ページ、附則第16条の2では、旧三級品の製造たばこの税率の特例の条項が削除となっていますが、経過措置により、段階的に縮減廃止されるとのことです。現在、旧三級品エコーほか5銘柄は、1,000本当たり2,495円が町たばこ税として町に入っていますが、毎年増額され、平成31年4月1日からは一般品の税率と同じ5,262円となります。

続いて、第2条関係です、43ページでございます。第23条では、外国法人の法人町民税における恒久的な施設に係る規定を、法人事業税と同様に書き下す形式にしたものです。

45ページ、附則第1条、附則第4条では、27年度からの適用予定だった軽自動車の税率が1年延長され、28年度分からの適用となります。なお、そのほかのものにおいては、番号法改正に伴う所要の措置と、法改正に伴う文言の追加と条項のそれでございます。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で承認としております。以上でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第30号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第30号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

もう一回、ちゃんと立って。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第30号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第5. 議案第31号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第31号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第31号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書48ページをお開きください。

提案理由として、今回の改正は、地方税法施行令等の一部改正が、平成27年4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の拡充

を行うため、須恵町健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたことによります。

50ページ、新旧対照表を御覧ください。

ここでは、国民健康保険税の課税限度額を見直す改正がされています。

第3条第2項で、基礎税額に係る課税限度額を、改正前51万円から改正後52万へ。第3項では、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、改正前16万円から改正後17万円に、第4項では、介護納付金課税額に係る課税限度額を、改正前14万円から改正後16万円に引き上げられます。この制度改正に伴う影響は、150万円の増額とされています。

51ページの、第25条2号、3号では、低所得者に係る保険税軽減を拡充する改正がされています。これは、前年中の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合、均等割額、平等割額を減額するものです。2号において5割軽減基準額を、改正前の基礎控除額プラス24.5万円から、改正後は基礎控除額プラス26万円へ。3号においては2割軽減基準額を、改正前の基礎控除額プラス45万円から、改正後は基礎控除額プラス47万円へとそれぞれ軽減されます。いずれも、世帯の被保険者数を掛けた数字が基準額となります。この制度改正による影響は、新たに42世帯に及び、180万円の減額とされています。減額が及ぶ世帯の平均減額について質疑があり、平均4万2,857円とのことでした。

附則として、第1条、この条例は平成27年4月1日から施行する。第2条、改正後の須恵町国民健康保険税条例について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

文教厚生委員会、賛成多数で承認としています。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第31号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第31号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第31号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第6. 議案第32号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第32号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第32号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書52ページをお開きください。

提案理由として、今回の改正は国民健康保険法の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されたことに伴い、須恵町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたことによります。

54ページをお開きください。第7条の下線部分、改正前第72条の4を、改正後第72条の5に改正、これは上位法の改正に伴う条ずれを補うものです。あわせて同条、改正前、特定健康診査を、改正後、特定健康診査等と、文言の整理を行いました。

附則として、この条例は交付の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

文教厚生委員会、全員賛成で可決しました。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議案第32号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第32号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第32号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第33号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第33号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第33号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第1号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

別冊、平成27年度歳入歳出補正予算書1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,326万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ88億3,326万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の追加は、第2表地方債補正による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

4ページ、地方債補正の追加です。起債の目的、アザレア幼稚園建設事業債、限度額3億5,050万円。起債の方法、証書借り入れ利率4%以内で、償還の方法は記載のとおりです。

5ページ、債務負担行為の補正の追加です。

小中学校パソコン借り上げ料、平成27年度から平成32年度までの5年間、限度額1億6,350万円を新たに設定します。

事項別明細で主なものを説明してまいります。

6ページ、歳入、14款県支出金は、自殺対策緊急強化基金事業費県補助金45万2,000円で、交付決定によるものです。この補助金についての質疑がありました。16款寄付金は、宝満宮より篤志寄附金100万円で、同額を歳出で財政調整基金に積み立てます。18款の1億1,131万4,000円は、前年度繰越金です。20款町債は、アザレア幼稚園建設事業債3億5,050万円で、第2表地方債補正分です。

歳出の主なものは、8ページ、3款1項1目社会福祉総務費46万5,000円は、福岡県地方自殺対策強化事業による増額で、DV対策、自殺予防相談員の資格、雇用形態についての質疑がありました。

10目障害者福祉費は、不正請求による返還金の確定により490万円。3款2項14目アザレア幼稚園建設事業費4億5,534万2,000円は、町債3億5,050万円と一般財源1億484万2,000円です。

10ページ、9款消防費は、川子2区自衛消防の施設整備補助金50万9,000円。10款教育費では、PMTからの寄付による、小中学校5校に10万円ずつ図書購入費です。

審査の結果、予算審査特別委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議案第33号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第33号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第33号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、須恵町選挙管理委員会委員・補充員の選挙に入ります前に、選考委員会の経過報告を求めます。11番、原野敏彦議員。

○議員（11番 原野 敏彦） それでは、須恵町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、

選考委員会の報告を申し上げます。

6月11日本会議終了後に、正副議長、両常任委員会の正副委員長の6名により選考委員会を開催いたしました。選挙管理委員会委員及び補充員の任期が7月11日をもって任期満了することから、次の方を選考いたしております。氏名を読み上げます、よろしく願いいたします。なお、敬称と住所は省略させていただきます。

まず、選挙管理委員会委員候補に、園田健士、木原秀幸、南里國秀、百田忠一。補助委員候補に、荻晴美、今泉洋行、黒岩政信、稲永朱美、以上の方々でございます。任期は、平成27年7月12日から4年間となっております。なお、選挙の方法は指名推薦で行いたいと考えております。

以上、選考委員会の報告を終わります。

日程第8. 須恵町選挙管理委員会委員の選挙

○議長（三角 良人） 日程第8、須恵町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法にした
いと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定
しました。

お諮りします。指名の方法は議長が指名することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しまし
た。

選挙管理委員会委員に、園田健士君、木原秀幸君、南里國秀君、百田忠一君を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました方を、選挙管理委員会委員の当選人とする
ことに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました園田健士君、木原秀
幸君、南里國秀君、百田忠一君、以上の方が須恵町選挙管理委員会委員に当選されました。

日程第9. 須恵町選挙管理委員会補充員の選挙

○議長（三角 良人） 日程第9、須恵町選挙管理委員会補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法にした

と思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は議長が指名することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委会補充員に、荻晴美君、今泉洋行君、黒岩政信君、稲永朱美君を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました方を、選挙管理委員会補充員の当選人とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました荻晴美君、今泉洋行君、黒岩政信君、稲永朱美君、以上の方が須恵町選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充の順位についてお諮りします。補充の順位は、ただいま議長が指名しました順にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、補充の順位は、荻晴美君、今泉洋行君、黒岩政信君、稲永朱美君、以上の順序に決定しました。

日程第10. 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙

○議長（三角 良人） 日程第10、福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙を議題とします。本件は、広域連合規約第8条の規定により、関係市町村の議会の議員及び長のうちから、関係市町村議会において1人を選挙することになっておりますので、これより選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にやりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

お諮りします。指名の方法については議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しまし

た。

福岡県介護保険広域連合議会議員に、私、三角良人を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました、私、三角良人を、福岡県介護保険広域連合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました、私、三角良人が福岡県介護保険広域連合議会議員に当選しました。

会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第11. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（三角 良人） 日程第11、委員会閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営について、文教厚生委員会より社会福祉協議会総務委員との協議会及び町内小中学校管理職との意見交換会について、総務建設産業委員会より魚滓処理事業及びごみ処理事業について、以上各委員会申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第12. 議員の派遣について

○議長（三角 良人） 日程第12、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

次にお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（三角 良人） 以上で、6月議会の全日程を終了しました。

本会議終了後、広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員の方は御集合をお願いします。

会議を閉じます。平成27年第2回須恵町議会定例会を閉会します。

午前10時41分閉会
